

参考資料

射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標値一覧

目標 1 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

課 題	施策の方向	指 標	目標値
1 男女共同参画の理解と意識形成	(1)男女共同参画に関する意識啓発	男女の地位の平等感	家庭 30.0%以上 職場 20.0%以上 慣習等 15.0%以上
	(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	生涯学習講座の年間延べ受講者数	49,000人

目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

課 題	施策の方向	指 標	目標値
1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	(1)審議会、委員会等への女性の積極的登用	審議会等における女性委員の登用率	40.0%
2 地域社会における男女共同参画の推進	(1)男女が共に参画する地域活動の推進	自主防災組織の組織率	100.0%
		NPO法人認証数	60法人

目標 3 健康でいきいきと暮らせる環境整備

課 題	施策の方向	指 標	目標値
1 家庭生活と社会活動の両立支援	(1)子育て支援体制の充実	延長保育・休日保育実施保育園数	延長保育 24か所 休日保育 7か所
		ファミリーサポートセンターの利用件数	720件
		父親の育児参加率	増加
2 生涯を通じた健康づくり	(1)生涯を通じた心身の健康支援	総合型地域スポーツクラブの登録会員数	4,000人
	(2)母性保護と健康支援	乳がん・子宮がん検診の受診率	乳がん 49.0% 子宮がん 49.0%
	(3)高齢者等の社会参画に対する支援	健康な高齢者の割合	85.0%

この男女共同参画基本計画に関する指標は、市の上位計画である総合計画の成果指標の数値を用いています。

なお、男女共同参画基本計画と総合計画とは、計画の初年度で1年間の乖離がありますが、計画の進捗の目安として活用しているものです。

そのため、目標値は、女性の地位の平等感、審議会等における女性委員の登用率では、男女共同参画基本計画の最終年度（平成28年度）の数値を、それ以外の指標では総合計画の最終年度（平成29年度）の数値を記載しています。

指標 1 男女の地位の平等感

指標の説明

家庭や職場、慣習等の分野で平等になっていると感じている人の割合

指標設定の理由

男性も女性も一人の人間として、自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。家庭や職場、慣習等の分野において、固定的役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため、この指標を設定しています。

現状値

家 庭 (2 9 . 9 %)

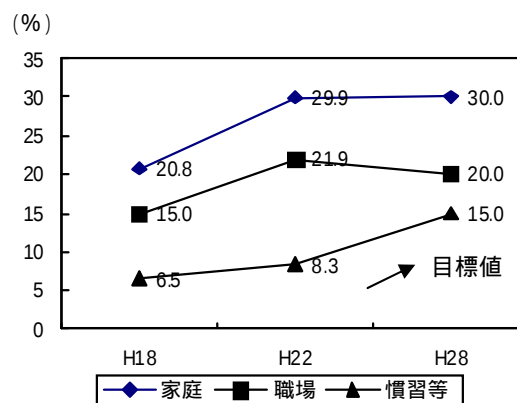
職 場 (2 1 . 9 %)

慣習等 (8 . 3 %)

基準・根拠

男女共同参画に関する意識調査

(平成22年度実施)



目標値

家庭 (3 0 . 0 % 以上) 職場 (2 0 . 0 % 以上) 慣習等 (1 5 . 0 % 以上) 平成28年度

参考

県目標指標に準拠

指標 2 生涯学習講座の年間延べ受講者数

指標の説明

地区公民館、働く婦人の家、勤労青少年ホームで開催される各種講座の年間延べ受講者数

指標設定の理由

生きがいとしての趣味や自己の能力を高める教養等の学習意欲の高まりの中で男女共同参画に関する理解と認識を深めることが大切であることから、この指標を設定しています。

現状値

41,111人 (平成22年度)

基準・根拠

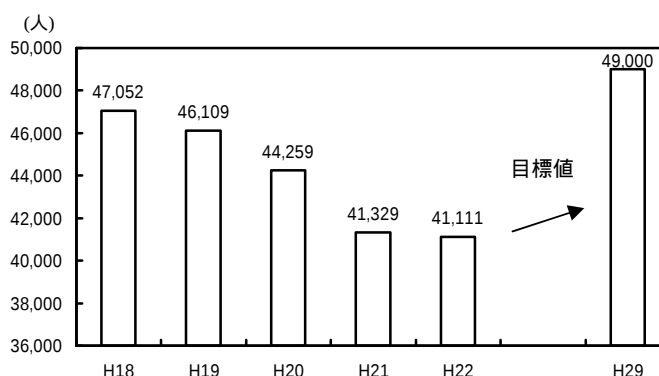
各年3月31日

目標値

49,000人 (平成29年度)

参考

【 総合計画 2部 2章 1節 】



あらゆる分野への男女共同参画の推進

指標1 審議会等における女性委員の登用率

指標の説明

市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性委員の割合

指標設定の理由

市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の達成状況を示す指標として設定しています。

現状値

32.9% (平成22年度)

基準・根拠

毎年3月31日現在

目標値

35.0% (平成23年度)

40.0% (平成28年度)

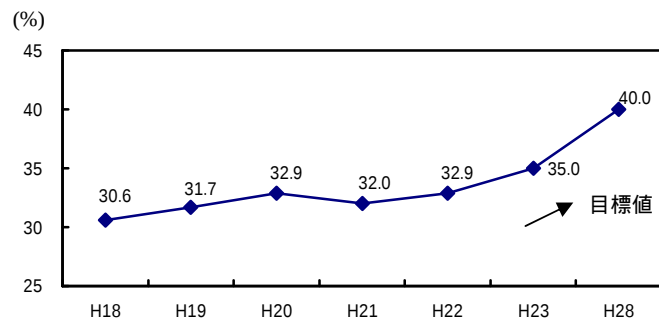
参考

< 県の女性委員の割合の推移：各年6月1日現在 >

H18	H19	H20	H21	H22	目標(H23)	目標(H27)
32.4%	33.6%	34.8%	36.3%	37.3%	36.0%	40.0%

< 国における審議会等の女性委員の割合の推移：各年9月30日現在 >

H18	H19	H20	H21	H22	目標(H32)
31.3%	32.3%	32.4%	33.2%	33.8%	40.0%



【 総合計画 2部 4章 1節 】

指標2 自主防災組織の組織率

指標の説明

管内世帯数（住民基本台帳）の内、自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合

指標設定の理由

地域防災力の向上において女性の果たす役割は重要であり、その中心となる自主防災組織の組織化と女性の参画（視点）を進めることが大切であることから、この指標を設定しています。

現状値

94.8% (平成22年度)

基準・根拠

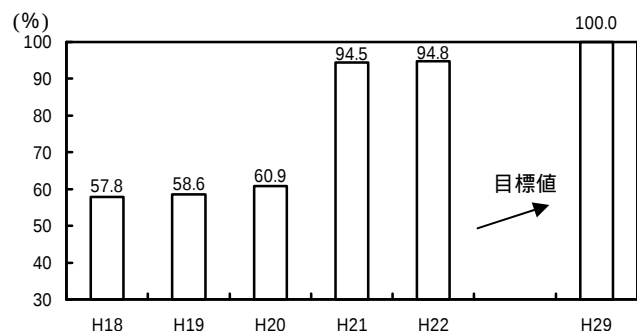
各年3月31日現在

目標値

100% (平成29年度)

参考

【 総合計画 4部 4章 2節 】



指標3 NPO法人認証数

指標の説明

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体数

指標設定の理由

市民（公益）活動に積極的に参画することは男女共同参画社会の形成に重要であることから、この指標を設定しています。

現状値

28法人（平成22年度）

基準・根拠

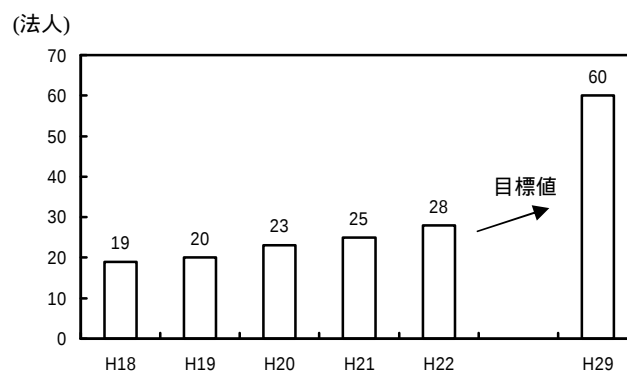
各年3月31日

目標値

60法人（平成29年度）

参考

【 総合計画 5部 1章 1節 】



指標 1 延長保育、休日保育実施保育園数

指標の説明

延長保育、休日保育を実施している保育園の数

指標設定の理由

仕事と子育ての両立のためには、安心して子どもを預けられる環境の整備が欠かせないことから、この指標を設定しています。

現状値

全保育園（26園）の内、延長保育は23か所、
休日保育は6か所で実施（平成22年度）

基準・根拠

各年4月1日現在

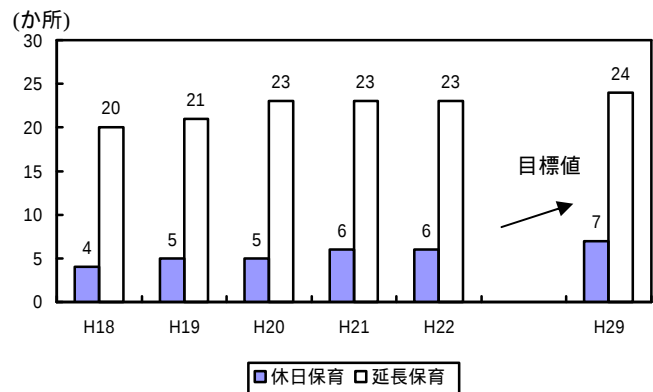
目標値

延長保育 24か所（平成29年度）

休日保育 7か所（平成29年度）

参考

【 総合計画 1部 1章 1節 】



指標 2 ファミリーサポートセンターの利用件数

指標の説明

ファミリーサポートセンターの年間利用件数

指標設定の理由

仕事と子育ての両立のためには、安心して子どもを預けられる環境の整備が欠かせないことから、この指標を設定しています。

現状値

1,110件（平成22年度）

基準・根拠

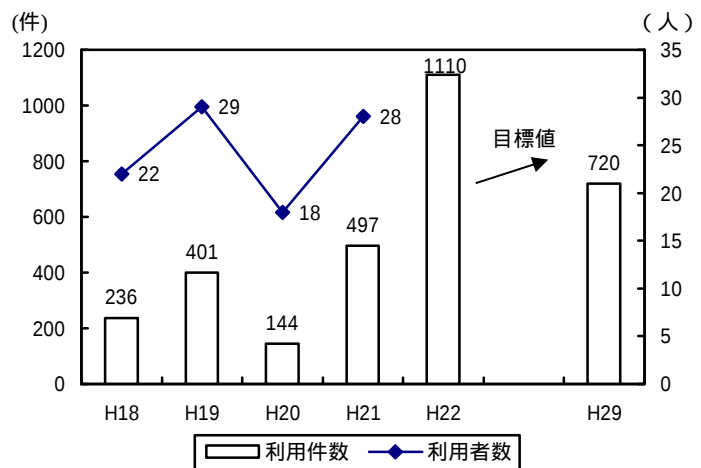
各年4月1日から翌年3月31日まで

目標値

720件（平成29年度）

参考

【 総合計画 1部 1章 1節 】



指標3 父親の育児参加率

指標の説明

父親の育児参加の割合

指標設定の理由

女性は就労のいかんにかかわらず、家事・育児・介護等の家庭生活の役割を多く担っています。男性も女性もお互いが協力し合い、家庭生活と他の活動の両立できることが男女共同参画社会の形成に必要なことから、この指標を設定しています。

現状値

88.9%（平成22年度）

基準・根拠

各年3月31日現在

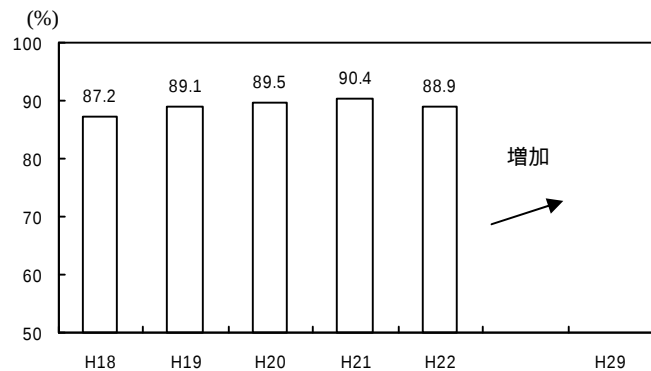
乳幼児健康診査アンケート

目標値

増加（平成29年度）

参考

【 総合計画 1部 1章 1節 】



指標4 総合型地域スポーツクラブの登録会員数

指標の説明

総合型地域スポーツクラブ（市内5クラブ）の登録会員数

指標設定の理由

NPO法人格を有する市内5つの総合型地域スポーツクラブが、地域密着型の生涯スポーツの活動拠点として世代間交流や地域コミュニティの醸成を通じ、心身の健康づくりに寄与することから、この指標を設定しています。

現状値

3,981人（平成22年度）

基準・根拠

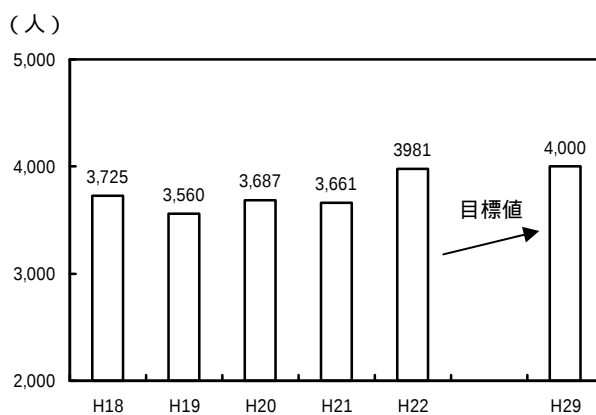
各年3月31日現在

目標値

4,000人（平成29年度）

参考

【 総合計画 2部 2章 3節 】



指標5 乳がん・子宮がん検診の受診率

指標の説明

市が実施する乳がん検診や子宮がん検診の受診率

指標設定の理由

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性特有のがん予防対策としてがん検診の受診率を高めることを指標として設定しています。

現状値

乳がん 32.9% (平成22年度)

子宮がん 32.6% (平成22年度)

基準・根拠

各年3月31日現在

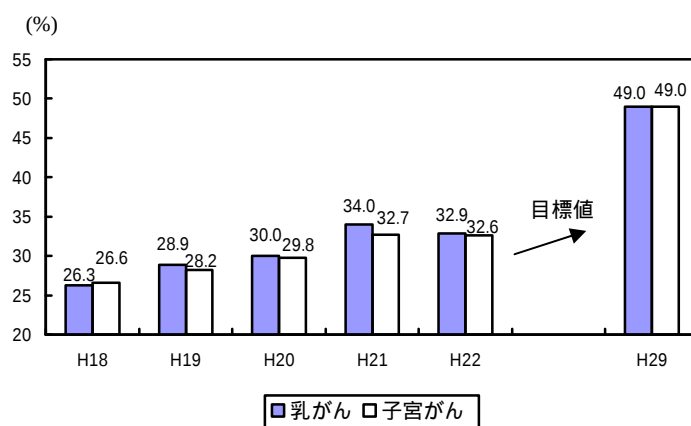
目標値

乳がん 49.0% (平成29年度)

子宮がん 49.0% (平成29年度)

参考

【 総合計画 1部 1章 2節 】



指標6 健康な高齢者の割合

指標の説明

高齢者で、要支援・要介護認定を受けていない人の割合

指標設定の理由

高齢期の男女が自立していきいきと生活し、他の世代とともに社会（まちづくり）に参画していくことが男女共同参画社会の形成に必要なことから、この指標を設定しています。

現状値

83.0% (平成22年度)

基準・根拠

各年3月31日現在

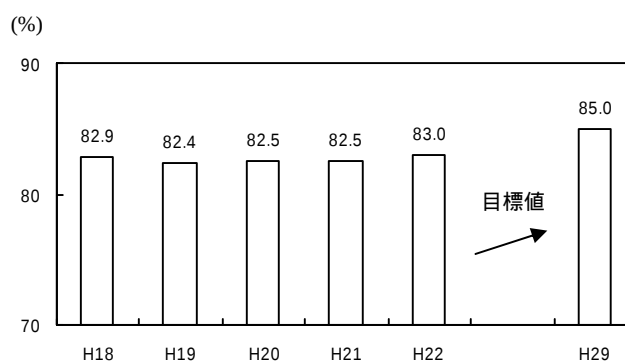
第1号被保険者数の内、要支援・要介護認定を受けていない人の割合

目標値

85.0% (平成29年度)

参考

【 総合計画 1部 1章 3節 】



射水市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 基本的施策等（第9条 - 第16条）

第3章 射水市男女共同参画審議会（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

射水市は、豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化に恵まれた、誇りと希望にあふれるまちである。

ここに、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かでいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念（前文及び第3条に定める男女共同参画の推進についての基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の活動と家庭生活における活動の両立が可能となるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、男女間において、身体的、精神的、性的又は経済的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

(公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
- (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な推進施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第17条に規定する射水市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、あらゆる機会を通じて情報を提供するように努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(自主的な推進活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告)

第13条 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

(男女共同参画推進員)

第14条 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、射水市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

2 推進員は、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

(拠点施設の設置)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

第3章 射水市男女共同参画審議会

(射水市男女共同参画審議会)

第17条 基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び審議するため射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画社会の形成の推進に関して見識を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第9条の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

射水市男女共同参画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市男女共同参画推進条例(平成18年射水市条例第65号。)第17条に規定する射水市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮り、会議を非公開にすることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、行政管理部総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日告示第43号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 射水市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、射水市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に付すべき事項の調整並びに調査及び検討を図るため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は、行政管理部次長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、必要に応じて、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。
- 6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日訓令第 26 号)
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日訓令第 5 号)
この訓令は、公表の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

議会議務局長、市長政策室長、行政管理部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、市民病院事務局長、消防長、監査委員事務局長

別表 2 (第 5 条関係)

市長政策室	政策推進課長 秘書広報課長 まちづくり課長
行政管理部	人事課長
市民環境部	市民・保険課長 生活安全課長 環境課長
福祉保健部	社会福祉課長 長寿介護課長 子ども課長 健康推進課長
産業経済部	港湾商工課長 農林水産課長
都市整備部	都市計画課長 道路建設課長 建築住宅課長
教育委員会	教育総務課長 文化・スポーツ課長

射水市行政管理部総務課男女共同参画推進係

〒 9 3 9 - 0 3 9 3 射水市戸破 1 5 1 1

T E L 0 7 6 6 - 5 7 - 1 6 2 4

F A X 0 7 6 6 - 5 7 - 0 5 2 8

<http://www.city.imizu.toyama.jp>